資料　1

平成30年度における保険者機能強化推進交付金について

１．交付金の趣旨

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律において、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることとされている。

このことを踏まえ、国では、そのような取組を推進するために、評価指標を設け、その達成状況を基に交付金を交付するもの。

２．国の予算規模

保険者機能推進交付金200億円（都道府県分10億円、市町村分190億円）

３．国が示す市町村分の評価指標

(1) PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築（８評価項目）

・介護保険事業に関する現状や将来推計に基づき、2025年度に向けて、自立支援、重度化防止等に資する施策について目標および目標を実現するための重点施策を決定しているか。

(2) 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進（46評価項目）

・地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。

・介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービスやその他の生活支援サービスの開始にあたり、生活支援コーディネーターや協議体、その他地域の関係者との協議を行うとともに、開始後の実施状況の検証の機会を設けているか。

(3) 介護保険運営の安定化に資する施策の推進（７評価項目）

・必要な介護人材を確保するための具体的な取組を行っているか。

４．市としての方向性

今後、高齢社会が進展する中、地域包括ケアシステムの深化、推進に向け、単にサービスにつなぐだけではなく、要介護者等が住み慣れた地域で暮らすため、様々な施策に取り組んでいく必要がある。

このような中、地域包括ケアシステムを深化・推進する上での課題（推進体制、他施策との連携など）について今回の評価指標及び保険者機能強化推進交付金の仕組みを活用し、確認・検証を行っていくとともに、全国の保険者から見た本市の状況を把握し、第８期に向けた取組を推進していく。

５．今後のスケジュール

平成30年９月末まで	市において評価指標の該当状況調査を実施
10月上旬	市より評価指標の該当状況を県に提出（ヒアリング）
11月	県より市へ評価結果及び交付額の内示
平成31年１月	交付申請
平成31年３月	交付決定

（参考）

「平成 30 年度保険者機能強化推進交付金（市町村分）に係る評価指標の該当状況調査」より一部抜粋

(2)介護支援専門員・介護サービス事業所

	指　　標	回答欄	配点
＜ケアマネジメント支援に関するもの＞			
⑥	地域包括支援センターと協議の上、地域包括支援センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。		10　点
⑦	介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者（例：医療機関や地域における様々な社会資源など）との意見交換の場を設けているか。		10　点
⑧	管内の各地域包括支援センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。		10　点
＜地域ケア会議に関するもの＞			
⑨	地域ケア会議について、地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定しているか。		10　点
⑩	地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。		10　点